

**令和4年度
居宅サービス事業者等
集団指導講習会資料**

運営について

目次

1. 業務継続計画の策定について
2. 個人情報の取扱いについて
3. 電磁的記録等について
4. 実地指導等における指摘事項について
5. 防火安全対策について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられました。

1 業務継続計画の策定

居宅サービス事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定居宅サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的の実施しなければなりません。

居宅サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行ってください。

《参考》「業務継続計画」について
(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000817384.pdf>

- ・業務継続計画の策定等については、令和6年3月31日までの間は努力義務とされていますが、適切な体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。
- ・想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。
- ・業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

2 研修・訓練（シミュレーション）の実施

- ①感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。
- ②研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしします。
- ③職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。

感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。

訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施してください。

感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

2

個人情報の取扱いについて

介護保険事業者は、他の介護保険事業者等に対して、利用者の個人情報を提供する場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を提供する場合は利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得なければなりません。

○利用者及びその家族から個人情報の使用に関する同意を得る際、「個人情報使用同意書」に記載すべきと考えられる項目を例示します。

- ① 使用する目的
サービス担当者会議や、居宅介護支援事業者その他の居宅サービス事業者との連絡調整等において必要な場合など
- ② 使用する事業者の範囲
利用者に介護保険サービスを提供する全ての介護保険事業者など
- ③ 使用する期間
介護保険サービス契約の有効期間と同様など
- ④ 使用に当たっての条件
個人情報の提供は必要最小限とする。個人情報の使用に当たっては、関係者以外の者に情報が漏れることのないようにする。個人情報をサービス担当者会議で使用した場合には、出席者や議事内容等を記録しておく。など

厚生労働省が作成した、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日）には、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う事業者等が行うべき、個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するための具体的な留意点・事例等が示されていますので、ご活用ください。

《参考》「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000681800.pdf>

書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者は、条例で規定する書面の作成、保存等を電磁的記録により行うことが可能です。（被保険者証に関するものを除く）

電磁的記録

事業者は、作成保存その他これらに類する行為のうち条例により書面で行うことが規定されているもの、又は想定されるもの（被保険者証に関するものを除く）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）により書面の作成、保存等を行うことが可能です。

電磁的記録による保存方法

- ・作成された電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- ・書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

電磁的記録の保存期間

電磁的記録による保存についても、保存の期限については、紙媒体を用いた時と同様の取り扱いです。メール等の保存については、バックアップを取る等、適切に保存してください。

《参考》・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000681800.pdf>

- ・「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」
(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00002.html

4

実地指導等における指摘事項について

実際の指導・監査において、改善する必要があると指摘した事項をまとめました。

以下の指摘事項には、助言事項も含まれます。(助言事項・・・法令又は通知等に違反が認められない場合であっても、事業所運営に資するものと考えられる事項のこと。)

1 契約書等

(各サービス共通)

	状況	改善指示内容
1	個人情報取扱同意書の日付や署名等に漏れがあった。	事業者・利用者ともに漏れなく記載等をする事。
2	業務上知り得た秘密を漏らすことの無いよう、必要な措置を講じていなかった。	在職中はもとより退職後も、業務上知り得た秘密を漏らすことの無いよう秘密保持に関する誓約書等を徴取することが望ましい。
3	書面に記録を残す際、消すことが可能な文具を使用していた。	書面に記録を残す際は、消せない文具を使用すること。

2 運営基準・設備基準等

(各サービス共通)

	状況	改善指示内容
1	事故やヒヤリハットの記録を残していなかった。	事故やヒヤリハットについては、従業員間で情報共有を行うとともに原因分析を行い、再発防止策を講じること。
2	報告要件に該当する事故の報告漏れがあった。	事故報告の要件に該当する場合は、つくば市役所高齢福祉課に報告すること。
3	事故防止マニュアル等が整備されていなかった。	必要事項を記載した各種マニュアルを整備すること。(事故防止マニュアル、苦情対応マニュアル、災害時対応マニュアル、感染症マニュアル、虐待防止マニュアル等)
4	事故関係マニュアルの記載事項が不十分であった。	事故発生時に速やかな対応ができるよう、関係機関の電話番号等を記載すること。
5	苦情関係マニュアルの記載事項が不十分であった。	苦情処理について、苦情処理の体制及び手順等について記載すること。
6	非常口付近に物が置かれていた。	非常口付近は物を置かず、災害時、速やかに避難可能な状態を維持すること。

7	非常口の蛍光灯が隠れていた。	非常口の蛍光灯はどこからでも目立つようにすること。
---	----------------	---------------------------

(通所系サービス)

	状況	改善指示内容
1	避難訓練が実施されていなかった。	定期的に避難訓練を実施すること。 ※実施後は、実施状況を記録し、訓練の振り返りを行うこと。

1 全国の火災発生状況と出火防止対策について

(1) 全国の火災発生状況（令和3年1月1日から12月31日まで）

1 総出火件数

総出火件数は、35,222件でした。これは、おおよそ1日あたり96件、15分ごとに1件の火災が発生したことになります。

火災種別でみると、建物火災が19,549件、林野火災が1,227件、車両火災が3,512件、船舶火災が63件、航空機火災が0件、その他火災が10,871件でした。

2 火災による総死者数、負傷者数

火災による総死者数は、1,417人でした。

火災による死者の火災種別では、建物火災が1,165人、林野火災が11人、車両火災が71人、船舶火災が2人、航空機火災が0人、その他火災が168人となっています。

また、火災による負傷者数は5,433人となっています。火災による負傷者の火災種別では、建物火災が4,538人、林野火災が102人、車両火災が221人、船舶火災が21人、航空機火災が0人、その他火災が551人となっています。

3 住宅火災による死者数

住宅火災による死者数は966人でした。（放火自殺者等を除く）

建物火災における死者1,165人のうち住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災における死者は1,058人で、更にそこから放火自殺者等を除くと966人となっています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、90.8%で、出火件数の割合55.9%と比較して非常に高くなっています。

また、住宅火災による死者の7割超えが高齢者でした。（放火自殺者等を除く）

住宅火災による死者966人のうち、65歳以上の高齢者は716人(74.1%)で、7割を超えています。（放火自殺者等を除く）

住宅火災における死者の発生した経過別死者数では、逃げ遅れ472人、着衣着火37人、出火後再進入11人、その他446人となっています。

4 出火原因

出火原因の第1位は、「たばこ」、続いて「たき火」でした。

総出火件数の35,222件を出火原因別にみると、「たばこ」3,042件(8.6%)、「たき火」2,764件(7.8%)、「コンロ」2,678件(7.6%)、「放火」2,333件(6.6%)、「電気機器」1,816件(5.2%)の順となっています。

「放火」及び「放火の疑い」を合わせると3,888件(11.0%)で、件数が多い主な都道府県は、東京都591件(14.9%(各都道府県における割合、以下同じ。))、埼玉県329件(19.0%)、神奈川県318件(17.2%)、愛知県270件(15.2%)、大阪府262件(14.8%)の順となっており、大都市を抱える都府県等で高い割合を示しています。

火災種別での出火原因を件数が多い順にみると、建物火災19,549件にあっては、「コンロ」2,617件(13.4%)、「たばこ」1,721件(8.8%)、「電気機器」1,413件(7.2%)、「配線器具」1,187件(6.1%)、「放火」1,072件(5.5%)の順となっています。

林野火災1,227件では、「たき火」375件(30.6%)、「火入れ」247件(20.1%)、「放火の疑い」71件(5.8%)、「たばこ」58件(4.7%)、「マッチ・ライター」34件(2.8%)の順となっています。

車両火災 3,512 件では、「排気管」 531 件(15.1%)、「交通機関内配線」 316 件(9.0%)、「電気機器」 254 件(7.2%)、「放火」 157 件(4.5%)、「たばこ」 152 件(4.3%)の順となっています。

船舶火災 63 件では、「排気管」 5 件(7.9%)、「配線器具」 5 件(7.9%)、「交通機関内配線」 5 件(7.9%)、「溶接機・切断機」 4 件(6.3%)、「電気機器」 3 件(4.8%)、「電灯電話等の配線」 3 件(4.8%)、「放火の疑い」 3 件(4.8%)の順となっています。

その他火災 10,871 件では、「たき火」 1,958 件(18.0%)、「火入れ」 1,218 件(11.2%)、「たばこ」 1,111 件(10.2%)、「放火」 1,075 件(9.9%)、「放火の疑い」 836 件(7.7%)の順となっています。

(2) 出火防止対策

・コンロによる火災

コンロにかけた天ぷら鍋を放置し、火災になるケースが増えています。コンロによる火災を予防するために、次のことに注意してください。

- (ア) 電話や来客などで少しの間でもコンロから離れる際は、必ず火を消すようにしましょう。
- (イ) コンロの周囲は常に整理整頓し、燃えやすいものを置かないようにしましょう。また、コンロ及びその周囲を定期的に清掃しましょう。
- (ウ) コンロやゴム管などは、定期的に点検しましょう。
- (エ) 使用しないときは、必ずガスの元栓を閉めるようにしましょう。
- (オ) ガステーブルの奥の物を取ろうとして、ガスコンロの上に手を伸ばした際、火が着衣の袖に着火する事例もあるので注意しましょう。

・放火火災

放火火災は、日が沈む夕方から人が睡眠する深夜にかけて多く発生するという特徴があります。

- (ア) 放火を防ぐために、家の周りに燃えやすいものを置かない等の「放火されない、放火させない環境づくり」に努めることが大切です。
- (イ) ゴミは決められた日の朝決められた場所に出すようにしましょう。

・電気機器等の火災

電気機器・配線器具等に起因する火災が増えています。

- (ア) コンセントやプラグからの出火
コンセントやプラグにたまるほこりや湿気により出火することがあります。コンセントやプラグは常に清潔に保つようにしておきましょう。
- (イ) たこ足配線による出火
テーブルタップは、許容電流が決められており、これを超えて使用すると熱をもち、火災が発生することがあります。たこ足配線の使用は控えましょう。
- (ウ) 電気コードからの出火
コードが家具などの下敷きになっていたり、押しつけなどにより傷ついたまま使用していたりすると、発熱し火災につながるおそれがあります。電気コードは、上に重い物を置いたり、無理に曲げたりしないようにしましょう。

・ストーブ火災

ストーブを原因とする火災は、12月から3月までの間にかけて増加する傾向にあります。また、電気ストーブからの出火も多くなっています。

- (ア) 寝具類等への着火

ストーブをつけたまま寝てしまい、寝返りを打った際に布団がストーブに触れて出火してしまった事例があります。寝るときやその場を離れるときは、必ずストーブを消しましょう。

(イ) 衣類への着火

ストーブの上方に洗濯物を干し、洗濯物がストーブ上に落下し出火したり、ストーブ近くに燃えやすい物があり、加熱されて出火してしまったりする事例があります。ストーブの上方や近くに洗濯物を干すことは危険です。また、ストーブの周りは常に整理整頓しておきましょう。

(ウ) 給油に起因する出火

ストーブを点けたまま、給油タンクに給油し、蓋の閉まりが不完全だったため、蓋がはずれ灯油が燃焼筒にかかり出火したり、石油ストーブに誤ってガソリンを給油して、出火してしまったりする事例があります。

給油時は、必ずストーブを消火し、給油後は蓋がしっかりと閉まっていることを確認しましょう。また、給油の際は、燃料の入れ間違いに注意しましょう。

(エ) スプレー缶からの出火

ストーブ近くに置かれたスプレー缶が熱せられ破裂したり、ストーブ近くでスプレー缶を噴射したことにより、ストーブから火が上がり、周囲にあった物に着火したりする火災が発生しています。

ストーブの近くに、スプレー缶を置くことは絶対にやめましょう。また、ストーブを使用しているときは、スプレー缶を使用しないようにしましょう。

2 消毒用アルコールの安全な取扱いについて

アルコールは、「火気に近づけると引火しやすい」、「アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい」という特徴があります。火災予防上の一般的な注意事項は、以下のとおりです。

- (1) 消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。
- (2) 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないように注意しましょう。
- (3) 消毒用アルコールに容器を設置・保管する場合は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。
- (4) 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりしないように気をつけましょう。
- (5) 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコール噴霧を行うことは避けましょう。